

米国デラウェア州株式会社設立と銀行口座パッケージ

特に明記しない限り、本見積書で紹介される米国デラウェア州 (Delaware) 会社とは、米国デラウェア州一般会社法第 102 条 (Section 102 of the General Corporation Law) に基づき設立された株式会社 (Corporation) を指します。

当事務所は米国デラウェア州において株式会社を設立したり、雇用主番号 (EIN) を申請したり、個人納税者番号 (ITIN) を申請したり、米国銀行口座を開設したりする費用が 2,980 米ドルからです。当該設立パッケージには、当事務所のサービス費用、米国デラウェア州の登録住所 (1 年間)、標準版の付属定款、設立時にデラウェア州の州務長官室会社部 (Division of Corporations) に支払う登記料、及び米国現地銀行口座が含まれます。

会社名に制限された文字が含まれておらず、且つ経営業務が規制対象とされない場合、一般的に 8 週間以内に (郵送時間を含まない) 会社設立手続きが完了します。デラウェア州政府は至急サービスを提供しています。至急サービスを利用する場合は 24 時間以内に会社の設立登記が完了でき、費用が 100 米ドルです。加えて、雇用主番号 (EIN) の申請には 10~15 営業日、個人納税者番号 (ITIN) 申請には 14 週間、銀行口座開設には 2 週間かかります。

デラウェア州株式会社は、その経営業務が農業、アルコール飲料、航空、銃器・弾薬、野生動植物、商業漁業、海上輸送、採鉱及びボーリング等の規制業種に該当する場合には、ビジネスライセンス・許可を別途申請する必要があります。啓源はライセンス・許可の申請が代行できます。サービス費用の詳細について啓源の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。

デラウェア州株式会社は他の州で営業活動を行う場合に、営業活動を行う州における州外法人登録が必要になります。啓源は当該登録を代行することができます。サービス費用の詳細について啓源の専門コンサルタントにお気軽にお問い合わせください。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xieta Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALALUMPUR クアラルンプール

Unit 28-13, 28/F.
Menara Teguh Alila Bangsar
58 Jalan Ang Seng
50470 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 17 672 0203

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 米国デラウェア州株式会社パッケージのサービスと費用

当事務所は代理して米国デラウェア州において株式数が 5,000 株を超えない株式会社を設立したり、雇用主番号を申請したり、個人納税者番号を申請したり、米国でクライアント様のデラウェア州会社の事業用口座開設を支援したりするパッケージ費用が 2,980 米ドルからです。具体的には以下の通りです。

1.1 設立前後の手続きと書類ファイリング

- (1) デラウェア州株式会社の設立・維持に関する諸問題の詳細説明
- (2) 類似商号調査
- (3) デラウェア州の州務長官室への登記料の納付
- (4) デラウェア州の標準版付属定款の作成
- (5) 初回取締役会議の議事録の作成
- (6) 法人口座開設の議事録又は決議書の作成(必要な場合)
- (7) 会社登記書類一式の作成(金属製の会社印、株券、株主名簿、取締役名簿、及び株式引受人名簿等を含み)

1.2 1 年間にわたるデラウェア州の登録代理人と登録住所

登録代理人(Registered Agent)及び登録住所に対する米国デラウェア州株式会社法の要求を満たすために、当事務所は、1 年間にわたるデラウェア州の登録住所を提供し、及びクライアント様のデラウェア州会社の登録代理人に就任するデラウェア州会社を手配します。

1.3 雇用主番号(EIN)の申請

雇用主番号(Employer Identification Number: EIN)は FEIN(Federal Employer Identification Number)又は FTIN(Federal Tax Identification Number)とも呼ばれており、社会保障番号(Social Security Number: SSN)と類似し、政府による税金の徴収及び雇用主識別に使われます。EIN を通じて米国の内国歳入庁(Internal Revenue Service: IRS)と連絡を取り、デラウェア州株式会社の関連税務事項を処理する必要があります。米国の商業銀行において口座を開設する時にも EIN が必要です。

米国の内国歳入庁を通じて EIN を申請する時間は約 10~15 営業日です。内国歳入庁は当該申請の至急サービスを提供していません。当事務所は EIN を取得してから、クライアント様に電子メールにて報告します。

米国会社は米国現地銀行に事業用口座の開設を申請する際に、会社の EIN 及び会社責任者の個人納税者番号(ITIN)を提供しなければなりません。従って、当事務所は当該サービスを本パッケージに入れます。

1.4 個人納税者番号(ITIN)の申請

個人納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number:ITIN)は、上述の会社への雇用主番号又は米国居住者への社会保障番号と類似し、米国源泉所得を有する外国人が米国で個人税務申告を行うために米国内国歳入庁(IRS)が発行した特定の ID 番号です。個人納税者番号を申請する時間は約 14 週間です。確定申告シーズン(1 月~4 月の間)に申請手続きの所要時間は延長されます。内国歳入庁は当該申請の至急サービスを提供していません。当事務所はITINを取得後に電子メールにてクライアント様に報告します。

米国会社は米国現地銀行に事業用口座の開設を申請する際に、会社責任者(取締役)の ITIN を提供しなければなりません。従って、当事務所は当該サービスを本パッケージに入れます。

1.5 銀行口座開設

当事務所は米国現地銀行の遠距離口座開設を支援することができます。会社責任者(取締役)は銀行スタッフによる電話・ビデオ面接を受けた後、メールを通じて関連書類に署名する必要がありますのでご注意ください。啓源は紹介及びコンサルティング・サービスのみを提供します。クライアント様の申請が承認されるかどうかは銀行の決定によりますので、啓源は口座開設が成功することを保証しかねます。

米国現地銀行は、米国会社の授権責任者が米国の営業所の証明書類及び米国の電話番号を提供することを要する場合があります。当事務所の費用にはそれらのサービス費用が含まれません。当事務所は米国の営業所及び米国の電話番号を提供するサービス費用がそれぞれ 600 米ドル及び 100 米ドルです。

備考:

- (1) 上記の費用には会社設立により発生した書類郵送料(もしあれば)が含まれません。
- (2) 本見積書の費用は全て税抜きの金額です。増値税発票が必要な場合、現行税率に基づき税金を別途請求する可能性があります。
- (3) 本パッケージ費用には個人納税者番号の申請が 1 つのみ含まれます。2 つからは、当事務所は追加の ITIN ごとに 800 米ドルのサービス費用を別途請求します。
- (4) 上記の費用には特別なライセンス・許可の申請が含まれません。
- (5) 上述の銀行口座開設サービスは、Signature Bank 及び East West Bank の口座のみを申請します。シティバンク銀行の口座が必要な場合、費用は変更されます。詳細は啓源の専門コンサルタントまでお問い合わせください。

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めたら、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 基本構造

デラウェア州株式会社の最低設立要求は以下の通りです。

- (1) 会社発起人(株主又は高級管理職)
- (2) 国籍を問わない 1 名以上の株主(法人又は自然人)
- (3) 自然人でなければならない 1 名以上の取締役
- (4) 自然人でなければならない 1 名以上の高級管理職(最高経営責任者、最高財務責任者又は秘書役)
- (5) 高級管理職又は取締役が会社の代表者として法的書類に署名し、且つ議事録を作成することができます。

4. 必要書類

米国デラウェア州株式会社を設立するために、クライアント様は以下の書類と情報を当事務所に提供する必要があります。

- (1) 株主、取締役、高級管理職(及び秘書、ある場合)全員のパスポート写し及び住所証明書類(直近 3 ヶ月以内の公共料金領収書又は銀行取引明細書)。株主が法人の場合、その設立証明書類、その会社の 25%の持分を保有している株主の身分及び住所証明書類をご提供ください。
- (2) (株主が法人の場合)組織構造図
- (3) 記入済の当事務所の「デラウェア州会社設立フォーム」
- (4) 米国デラウェア州会社のビジネス証明書類(例えば、売買契約書、売買意向書、会社のパンフレット、事業計画書)
- (5) デラウェア州会社の雇用主番号(EIN)
- (6) 銀行の要求による申請書

上記の米国デラウェア州株式会社の株主、取締役及び高級管理職の身分及び住所証明書類は、当事務所の従業員、公証役場の公証人、弁護士、会計士又は銀行マネージャーに認証される必要があります。

5. 設立手続き

当事務所が署名済み書類を受け取る日から、米国デラウェア州株式会社を設立する所要時間は約 8 週間です。雇用主番号 (EIN) の申請には 10~15 営業日、個人納税者番号 (ITIN) 申請には 14 週間、銀行口座開設には 2 週間かかります。具体的には以下の通りです。

項目	内容	時間 (営業日)
1	クライアント様はデラウェア州株式会社設立の委託を確認した後、記入済の「デラウェア州株式会社設立フォーム」及びその他の設立に必要な書類(第 4 節をご参照ください)を当事務所へ電子メールにて送付するとともに、サービス費用を支払う。	クライアント様による
2	啓源はデラウェア州株式会社の株主、取締役、高級管理職の身分証明書類を認証する。	1
3	啓源はデラウェア州の州務長官室会社部に類似商号調査を行う。	1
4	啓源は会社設立に必要な書類(設立フォーム及び標準版付属定款等を含み)を作成する。	1
5	啓源は上記第 4 項の必要書類がクライアント様に照合される。	1
6	啓源は基本定款 (Certificate of Incorporation、日本の会社登記簿に相当) をデラウェア州の州務長官室会社部に提出し、且つ所定の登記料を支払う。州務長官室会社部は書類審査を無事に行いましたら、一般的には約 8 週間以内に会社設立証明書 (提出日及び番号が付く定款) を発行する。	8 週間
7	会社設立後、啓源は後続の設立手続き (会社印、株主名簿、取締役名簿及び株券の作成等) を行う。	7
8	啓源はクライアント様のデラウェア州株式会社の雇用主番号 (EIN) を申請する。	10~15
9	啓源はクライアント様のデラウェア州株式会社の取締役の個人納税者番号 (ITIN) を申請する。	14 週間
10	全ての手続きが完了後、啓源は設立証明書類及びその他の書類をクライアント様に郵送する。	1
11	啓源は、クライアント様と銀行との面会を手配し、銀行口座開設を行う。	クライアント様による

備考:

- (1) 上記の時間はあくまでも参考用であり、ライセンス・許可の別途申請が不要となることを前提として計算されたものです。
- (2) 上記第 6 項について、至急サービスを利用する場合は 24 時間以内 (米国現地時間) に設立登記が完了します。至急サービスの費用は 100 ドルです。処理時間が大幅に減少できますので、至急サービスの利用をお勧めします。
- (3) 現在、当事務所は、クライアントが直接米国に入国する必要なく、クライアントのデラウェア州会社の米国銀行口座を開設することができます。詳細は当事務所までお問い合わせください。

6. 登記書類一式(設立完了後得られる法的書類)

米国デラウェア州株式会社設立手続きが完了した後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) デラウェア州政府による捺印済み基本定款(Certificate of Incorporation)
- (2) デラウェア州の標準版付属定款(Bylaws)1部
- (3) 会社印1個
- (4) 議事録帳、株主名簿、取締役名簿及び株式引受人名簿(該当する場合)等
- (5) 初回取締役会議の議事録
- (6) 株券(空白)10枚
- (7) 雇用主番号(EIN)
- (8) 個人納税者番号(ITIN)
- (9) 在職証明書及び認証済み設立証明書類

当事務所は上述の書類をクライアント様が指定した住所に郵送します。クライアント様は啓源のいずれの事務所に上述の書類を取得することもできます。

7. 基本的な年間維持費用

米国デラウェア州株式会社は年次更新及び年次フランチャイズ税の申告・納付を毎年3月1日前行わなければなりません。フランチャイズ税は、発行予定株式数を基準とする方法(Authorized Shares Method)又はみなし額面資本を基準とする方法(Assumed Par Value Capital Method)に基づき算出されることがあります。前述はデラウェア州の年次更新に対する基本要件です。啓源はデラウェア州株式会社の年次更新を代行する費用が900米ドルです。前述のサービス費用にはフランチャイズ税(株式数が5,000株以下の場合)、登録住所、登録代理人サービス費用が含まれますが、会計及び税務申告サービスが含まれません。当事務所はクライアント様に年次更新の関連事項を有効期限の2ヶ月前に通知します。フランチャイズ税を納付期限までに支払わなかった場合、政府によって罰金及び利息が科されますのでご注意ください。

上記の基本的な年次維持事項に加えて、米国デラウェア州株式会社は米国連邦及びデラウェア州の法規制(会計証憑及び勘定科目内訳書の保存、法人税申告書の提出及び年次更新等)に従わなければなりません。啓源の米国事務所は専門的な公認会計士事務所であり、会計記帳、財務諸表監査、税務申告、給与計算及び支払代行等の合法的な維持サービスをクライアント様に提供できます。詳細は当事務所の専門会計士にお気軽にお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com